

令和 7 年度鏡石町障害者就労支援施設等からの物品等調達推進方針

令和 7 年 5 月 1 日策定

1 目的

この調達推進方針は、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成 24 年法律第 50 号。以下「法」という。）第 9 条の規定に基づき、障害者就労施設等からの物品及び役務（以下「物品等」という。）の調達の推進を図り、もって障害者の自立促進に資することを目的とする。

2 適用範囲

この調達の適用範囲は、鏡石町が発注する物品等の調達とする。

3 対象となる障害者就労施設等

この調達方針により、物品等を調達する対象施設等は、次のとおりとする。

（1）障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）に定める施設等

ア 就労継続支援事業所（A 型、B 型）

イ 就労移行支援事業所

ウ 生活介護事業所

エ 障害者支援施設（生活介護、就労移行支援、就労継続支援を行う入所施設）

オ 地域活動支援センター

（2）障害者基本法（昭和 45 年法律第 84 号）に基づく助成を受けている小規模作業所

（3）法の政令に基づく事業所

ア 障害者の雇用の促進等に関する法律（以下「障害者促進法」という。）に基づく子会社の事業所（特例子会社）

イ 次のいずれの要件も満たす重度障害者多数雇用事業所

（ア）障害者の雇用者数が 5 人以上であること。

（イ）障害者の割合が従業員の 20% 以上であること。

（ウ）雇用障害者にしめる重度身体障害者、知的障害者及び精神障害者の割合が 30% 以上であること。

(4) 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）に基づく在宅就業障害者及び在宅就業支援団体

4 調達目標

令和7年度における調達目標は、対象となる物品等の調達実績額が、令和6年度実績額及び令和5年度実績額の内、大きい方の実績額を上回ることとする。

5 調達を推進する物品等

鏡石町が調達する物品等のうち、障害者就労施設等が受注することが可能なものを対象とする。

6 調達の推進方法

(1) 障害者就労施設等から調達可能な物品等の情報の収集について適宜に行い、各課等に対し情報提供を行うものとする。

(2) 調達における予算執行については、予算の適正な使用並びに競争性及び透明性の確保に留意しつつ、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）、鏡石町財務規則（昭和58年鏡石町規則第3号）等で定める手続きによる随意契約を活用し、優先的に障害者就労施設等から物品を調達するよう努めるものとする。

7 調達実績の公表

調達実績については、会計年度終了後に鏡石町ホームページ等により公表する。

8 調達方針に関する担当窓口

この調達方針に関する担当窓口は、福祉こども課とする。